

職員の配偶者同行休業に関する条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>（趣旨） 第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第26条の6第1項から第3項まで、第6項及び第11項の規定に基づき、職員の配偶者同行休業（同条第1項に規定する配偶者同行休業をいう。以下同じ。）に関し必要な事項を定めるものとする。 <u>（配偶者同行休業の期間の再度の延長ができる特別の事情）</u> 第6条の2 <u>法第26条の6第3項の条例で定める特別の事情は、配偶者同行休業の期間の延長後の期間が満了する日における当該配偶者同行休業に係る配偶者の第4条第1号の外国での勤務が同日後も引き続くこととなり、及びその引き続くことが当該延長の請求時には確定していなかったことその他任命権者がこれに準ずると認める事情とする。</u></p>	<p>〔同左〕 第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第26条の6第1項、第2項、第6項及び第11項の規定に基づき、職員の配偶者同行休業（同条第1項に規定する配偶者同行休業をいう。以下同じ。）に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>〔新設〕</p>

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

人事院規則26-0の一部改正（抄）

改 正 案	現 行
<p><u>（配偶者同行休業の期間の再度の延長ができる特別の事情）</u> 第7条の2 <u>配偶者同行休業法第4条第2項の人事院規則で定める特別の事情は、配偶者同行休業の期間の延長後の期間が満了する日における当該配偶者同行休業に係る配偶者（配偶者同行休業法第2条第3項に規定する配偶者をいう。第9条第1号及び第10条第1項第1号から第3号までにおいて同じ。）の第5条第1号の外国での勤務が同日後も引き続くこととなり、及びその引き続くことが当該延長の請求時には確定していなかったことその他人事院がこれに準ずると認める事情とする。</u></p>	<p>〔新設〕</p>

【施行期日】公布の日（公布日：平成28年4月1日）